資料７

災害廃棄物の処理

本資料の位置付け：「災害廃棄物の処理（施設規模に見込む災害廃棄物処理量）」は、「施設規模の設定」のための条件となります。

１．災害廃棄物処理計画と新ごみ処理施設での対応

宮城県災害廃棄物処理計画では、市町村の役割として下記の記載があります。

・災害発生時に区域内で大きな被害が生じていない場合には、被災市町村や県からの要請に応じて、広域的な処理の受入れに積極的に協力する。

組織市町（石巻市、東松島市）の災害廃棄物処理計画において、ごみ処理施設に関する事項として下記の記載があります。（女川町については災害廃棄物処理計画策定中です。）

・避難所ごみは、平時から稼働しているごみ処理施設で処理する。
・災害廃棄物は、1 次仮置場で分別した後、平時から設置され稼働しているごみ処理施設、産業廃棄物処理施設、2 次仮置場に設置される仮設処理施設で処理する。

・避難所ごみ量は、石巻市：約 20t/日、東松島市：13.5t/日を見込む。
・現ごみ処理施設での可燃性災害廃棄物の要処理量は、2,817 t ～5,633 t を見込む。

・現ごみ処理施設は東日本大震災ではプラント部分、建家部分、舗装等の屋外設備に大きな損害があったことから、それらを回避できるように努め、地域の防災拠点化を目指す。

新ごみ処理施設整備基本構想では、施設整備・運営の基本方針として、下記を定めています。

方針２：災害に対する強靭性向上

東日本大震災による最大の被災地であり、災害によって発生したごみの処理による清潔な生活環境の維持及び被災した設備の早期復旧が課題となった経験を踏まえ、災害発生時においても、被災した設備の早期復旧、ごみの受入及び処理の早期再開のための対策を講じ、災害に対する強靭性向上を図ります。

これらを踏まえ、新ごみ処理施設では次の対応を行います。

＜災害廃棄物処理に関する施設整備基本計画での対応＞
・被災市町村や県からの要請に応じた広域的な処理の受入れも見据え、施設規模に災害廃棄物処理量を見込みます。
・災害廃棄物の受入、被災時の設備の早期復旧、ごみ処理の早期再開のための対策を講じます。

２．施設規模に見込む災害廃棄物処理量

・災害廃棄物発生量は、災害の規模によって異なり、施設の運転日数を増やす等の施設運営上の調整で対応可能な量から、仮設処理施設を設置しなければ処理に長期間を要する量まで様々となります。

・圏域住民の生活環境の維持、災害からの早期復興のためには災害廃棄物の円滑な処理が必要となります。特に、大規模災害において災害廃棄物が多量に発生した場合、仮設処理施設で処理を開始するまでには発災から約 1.5 年を要することから、平時から稼働しているごみ処理施設を最大限活用することが欠かせません。

・一方で、施設規模へ見込む災害廃棄物処理量が多くなればなるほど、平時のごみ処理量は施設規模に対して少なくなります。一般的に、施設規模に対してごみ処理量が少なくなればなるほど、施設の安定した運転が困難になると言われており、例えば、ごみ焼却施設の場合は施設規模に対して 70%までが限度と言われています。

・以上を踏まえ、新ごみ処理施設においては、平時の安定した施設の運転を原則としつつ、基本構想（施設規模の検討方針）に基づき、**施設規模の 10%を災害廃棄物処理量として見込むことが適切と考えます**。

7.2 施設規模の検討方針

施設規模の算定に必要となる基礎データについては、計画収集人口、プラスチック製品の分別等の組織市町の施策と整合性を図るとともに、ニホンジカ等中型・大型動物、刈草等、地域特性によって処理が求められるごみによる影響も考慮して、施設規模を設定します。施設規模の算定は、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」に基づくものとし、災害廃棄物処理量は施設規模の 10%を上限に見込むものとします。